

## 野洲市クーリングシェルター募集要項

### 1 趣旨

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定にご協力いただける民間施設を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

### 2 実施内容

クーリングシェルターは、市民等の休息場所として主に次の内容を実施します。

- (1)各施設の見やすい場所へのクーリングシェルターの表示
- (2)クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内(問い合わせがあった場合)
- (3)休息用の椅子、ソファ等の整備(既設のもので可)
- (4)冷房設備の適切な管理
- (5)利用人数の把握(できる範囲で可)

### 3 申込資格

申込資格は、市内に所在する民間施設で、次の条件全てを満たす施設とします。

- (1)適当な冷房設備を有すること(気候変動適応法第 21 条第1項第1号)
- (2)施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること(気候変動適応法第 21 条第1項第2号)
- (3)住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること(気候変動適応法施行規則第4条)
- (4)当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。
- (5)市とクーリングシェルターとしての協定を締結し、施設の名称・所在地・開放可能日時・受入可能人数の公表に同意できること。

### 4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

### 5 申込方法

別紙申込書に必要な事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により野洲市環境経済部環境課に提出してください。

### 6 提出後の流れ

申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1)市と施設管理者で協定内容の協議、現地確認
- (2)協定の締結
- (3)クーリングシェルター施設情報の公表(市ホームページ)

#### (4)クーリングシェルターの運用開始

### 7 その他

- (1)公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (2)野洲市暴力団排除条例の施行に伴い、クーリングシェルター申込及び協定書更新時に、誓約書・会社役員名簿の提出の依頼や警察への照会を行うことがありますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。
- (3)協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定めるものとします。

#### 【申込み・問い合わせ先】

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

環境経済部 環境課

TEL:077-587-6003

FAX:077-587-3834

E-mail:kankyou@city.yasu.lg.jp